

## はじめに――

都は 2000年、東京の環境問題が工場を中心とする産業型公害から、自動車排ガスや化学物質による都市・生活型公害、更には地球温暖化の問題まで多岐にわたるようになる中、東京都公害防止条例を全面改正し、自動車公害対策、化学物質対策、地球環境対策などを盛り込んだ、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）を制定しました。

この中で、現在の都の気候変動対策の大きな柱となる、新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度と、既存の大規模事業所を対象とする地球温暖化対策計画書制度の二つの制度を創設し、2002年から施行しました。その後、2005年には、それぞれの制度において取組内容等を評価・公表するなどの仕組みを導入し、より環境に配慮した建築物への誘導を図ってきました。

こうした中、2006年、「10年後の東京」において、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するため、「2020年までに東京の温室効果ガス排出量を 2000年比で 25% 削減する」ことを目標に掲げるとともに、2007年には、その後 10年間の都の気候変動対策の基本姿勢を明確にした「東京都気候変動対策方針」を発表しました。そして、2008年の条例改正により、大規模事業所に対しては、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度を、中小規模事業所に対しては、地球温暖化対策報告書制度を創設し、現在まで気候変動対策を強力に推進しています。この間、2011年 3月 11日に発生した東日本大震災後の電力危機に際しても、これまでの気候変動対策の蓄積と経験を生かした緊急節電により危機が回避されるとともに、その後も都民・事業者による賢い節電・省エネが継続され、定着が図られています。

この冊子は、制度の開始以来、着実に CO<sub>2</sub> 削減の実績を上げているキャップ&トレード制度を中心に、エネルギーの大消費地である東京における、グリーンビルディング施策とその成果をとりまとめたものです。

2015（平成 27）年 7月  
東京都環境局